

# 令和5・6年度新発田地域広域事務組合（下越福祉行政組合含む）

## 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

(随時申請)

令和5・6年度において、新発田地域広域事務組合（下越福祉行政組合を含む）が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等の業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする方は、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

### 1 提出方法

#### (1) 提出形式

「提出書類一覧」の①～⑯の順に、ホチキス綴じ又はクリップ留めで提出してください。（ファイル綴じ、黒紐綴じ、紙ひも綴じは不可）

#### (2) 提出部数

1部（新発田地域広域事務組合、下越福祉行政組合共通です）

#### (3) 提出期間

**令和5年5月1日から令和6年9月20日まで。（9月20日消印有効）**

※毎月20日まで（郵送の場合は必着）に申請書を受け付けた方は翌月の1日から、それ以降に受け付けた方は翌々月の1日からの登録になります。

※受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

#### (4) 提出先

新発田地域広域事務組合（下越福祉行政組合含む）  
事務局 総務課 企画財政係  
〒957-0053 新発田市中央町5-4-7（広域合同庁舎3階）  
TEL：0254-26-1501 FAX：0254-23-5589

受領書が必要な方は、受付印を押印しますので、申請書類の控え及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### 2 参加資格の種類

別表の「資格業種」の、それぞれの業種（部門）ごとに資格審査の受付をします（業種・部門の詳細は、提出書類の「入札参加希望業種（部門）一覧」【新潟県の第2号様式】でご確認ください。）。

### 3 資格審査申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、別表の「資格業種」ごとに「資格審査を受けることができる者」の欄に掲げる方です。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令167条の11第1項において準用する場合も含む。）各号のいずれかに該当すると認められる者  
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者につ

- いても同様とする。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - (4) 暴力団員であると認められる者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - (7) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（8）において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - (8) 法人であって、その役員のうち（4）から（6）までのいずれかに該当する者がある者
  - (9) 市町村税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者

#### 4 参加資格の有効期間

**名簿に登録された日から令和7年4月30日まで**

#### 5 別表

資格業種	資格業務に係る業務内容	資格審査を受けることができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者

建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	<p>1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者</p> <p>2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者</p> <p>3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者</p>
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査及び設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

## 6 提出書類一覧

申請書及び添付書類	組合管内 業者 ＜注1＞	組合管外 業者 ＜注1＞
① 令和5・6年度建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書等提出チェックシート (組合様式)	◎	◎
② 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 (組合様式)	◎	◎
③ 入札参加希望業種(部門)一覧 (新潟県の第2号様式)	◎	◎
④ 入札参加希望業種(部門)実績 (新潟県の第3号様式) (添付書類)直近5年分の業務実績に関する書類 (任意様式)	◎	◎
⑤ 営業所(主たる営業所を除く)一覧表 (新潟県の第4号様式)	◎	◎
⑥ 委任状 (任意様式)	○	○
⑦ 技術職員調書 (新潟県の第5号様式)	◎	◎
⑧ 技術職員経歴書 (新潟県の第6号様式)	◎	◎
⑨ 登録を受けていることを証する書面 (写し可)	△	△
⑩ 営業実績があることを証する書面 (写し可)	▼	▼
⑪ 市町村の納税証明書(未納税額のない証明書用) (担当課で交付・写し可)	◎	×
⑫ 新潟県の納税証明書(未納税額のない証明書用) (写し可)	×	□
⑬ 法人税又は所得税の納税証明書 (未納税額のない証明書用)(写し可)	◎	◎
⑭ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (未納税額のない証明書用)(写し可)	◎	◎
⑮ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書 (組合様式)	◎	◎
⑯ 資本関係・人的関係に関する届出書 (組合様式)	◎	◎

◎：必ず提出してください。(記入すべき事項がない場合でも、**該当なし**と記入してください。)

○：主たる営業所に代わって、組合との入札・契約行為を営業所等に委任する方のみ提出してください。

△▼：入札の参加登録を希望する業種ごとにどちらか一方が必要です。詳しくは下記の「7 提出書類の作成・記入方法」をご確認ください。

□：組合管外業者の方で、新潟県内に本社又は営業所のある方は、提出してください。

×：提出の必要はありません。

<注1> 「**組合管内**」とは、**当組合を構成する新発田市、村上市、新潟市（旧豊栄市区域）、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村の8市町村をいいます。**

また、「**組合管内業者**」とは、組合管内に営業所を有する方をいい、「**組合管外業者**」とは、組合管内業者以外の方をいいます。（以下同じ）

## 7 提出書類の作成・記入方法

### ① 令和5・6年度建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書等提出チェックシート

申請者は太枠の中のみ記入してください。

(1) 「申請者（商号又は名称、代表者の役職及び氏名）」の欄

商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入してください。

(2) 「申請内容に関する問い合わせ先」の欄

申請書の内容に関する問い合わせがある場合に連絡させていただきますので、回答をいただける電話番号と担当者を記入してください。

(3) 「申請者チェック」の欄

提出する書類には「○」を、提出しない書類には「×」を記入してください。

### ② 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書

記入方法は「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領」の「第2記入方法」を参照してください。新潟県の第1号様式とは一部異なり、法人番号記入欄があります。この欄には国税庁から通知された13桁の番号を記入してください。（該当がある場合のみ）

※個人事業主の方は記入不要です。

### ③ 入札参加資格希望業種（部門）一覧（新潟県の第2号様式）

記入方法は「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領」の「第2記入方法」を参照してください。

### ④ 入札参加希望業種（部門）実績（新潟県の第3号様式）

記入方法は「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領」の「第2記入方法」を参照してください。

また、添付書類として、入札の参加登録を希望する業種（部門）ごとに、直近5年分の業務実績に関する書類を提出してください。書式は任意ですが、別紙「任意様式」の記入例にならって作成してください。

### ⑤ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（新潟県の第4号様式）

該当がない場合は、「該当なし」と記入して提出してください。

記入方法は「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領」の「第2記入方法」を参照してください。

### ⑥ 委任状

主たる営業所に代わって、組合との入札・契約行為を営業所等に委任する方のみ提出してください。書式は任意ですが、以下の点に注意し、作成してください。

(1) 委任者は、本人（法人の場合は代表者。以下同じ。）であること。

- (2) 委任者は、主たる営業所に代わって組合との委託業務の契約について、すべての責任を負う営業所等の代表であること。
- (3) 委任する内容に、参加資格の有効期間(令和5年5月1日～令和7年4月30日)を通じて、組合が発注する建設コンサルタント等業務に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- (4) 委任状の提出先(あて名)は「管理者 新発田市長」であること。
- (5) 委任を受ける営業所等は一箇所に限ります。

#### **⑦ 技術職員調書(新潟県の第5号様式)**

記入方法は「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領」の「第2記入方法」を参照してください。

#### **⑧ 技術職員経歴書(新潟県の第6号様式)**

記入方法は「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領」の「第2記入方法」を参照してください。

#### **⑨ 登録を受けていることを証する書面**

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務のうち、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている部門について申請する方は、それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本(国土交通大臣の確認を受けたものに限る。)の写しを提出してください。(申請業種(部門)が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を提出してください。)

測量業務、一級建築設計業務、建築設備設計業務(実績により申請する場合を除く)、土地家屋調査業務、不動産鑑定評価業務、計量証明業務を申請する方はそれぞれの登録証明書等(写し)を提出してください。

#### **⑩ 営業実績があることを証する書面**

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務のうち、それぞれの登録規程に基づく登録を受けていない部門について申請する方、及び建築設備設計業務(実績により申請する場合)、調査・試験業務又はその他の業務を申請する方は、当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写しを提出してください。

契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの(仕様書等)も添付してください。また、提出する契約書等には、どの部門に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。

#### **⑪ 市町村の納税証明書**

組管内業者のみ提出してください。証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

#### **⑫ 新潟県の納税証明書**

組管外業者の方で、新潟県に新潟県内に本社又は営業所のある方は、提出してください。

証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

### **⑬⑭ 法人税または所得税の証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書**

下記のものを提出してください。

個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」

法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

### **⑮ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書**

この様式は、暴力団等にいずれも該当しないこと、及び各種法令を遵守することを誓約する書面です。内容を確認のうえ、主たる営業所の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職及び氏名を記入し、代表者印を押印してください。

※ 営業所に委任している場合であっても、主たる営業所の代表者からの記名押印の上、提出してください。

### **⑯ 資本関係・人的関係に関する届出書**

以下に記載の資本関係、人的関係にある会社について記入してください。該当がない場合は、「4 該当なし」を丸で囲み、提出してください。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※ 営業所に委任している場合であっても、主たる営業所の代表者からの記名押印の上、提出してください。